

熊本県指定有害動植物等総合防除計画を策定しました

1. 背景・趣旨

- ・ 温暖化等の気候変動、人やモノの移動の増加を背景とした病害虫の侵入・まん延リスク増加への対応
- ・ 農薬だけに頼らない、発生予防を中心とした総合防除への移行・普及

植物防疫法の改正（令和5年4月1日施行）

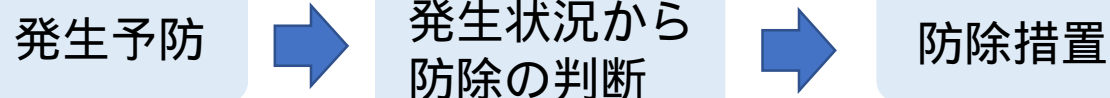
2. 植物防疫法改正に伴う県の対応

- ・ 国の総合防除基本指針（令和4年11月15日策定）に即して、県は農作物の病害虫防除の実施に関する「総合防除計画」を策定。
- ・ 対象とする病害虫は指定有害動植物(157種) 等

国内における分布が局地的ではなく、又は局地的でなくなるおそれがあり、かつ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、その防除につき特別の対策を要するものとして、農林水産大臣が指定するものをいう。

3. 総合防除とは

病害虫の発生に対して化学農薬による防除措置を行うだけでなく、土壌診断に基づく施肥管理、健全な種苗の使用、農作物の残さの除去をはじめとする病害虫が発生しにくい生産条件の整備により、病害虫の発生そのものを予防することに重きを置き、気象や農作物の生育状況等を踏まえて病害虫の発生を予測し、その発生状況に応じて必要な防除措置を講じるものです。



4. 熊本県総合防除計画の内容

- ・ 本県における発生状況等の実情を踏まえ、25品目116種の指定有害動植物等について、総合防除の内容を策定

総合防除を策定する主な品目と指定有害動植物等

品目	指定有害動植物等
いね	トビイロウンカ、斑点米カメムシ類、いもち病等
むぎ	赤かび病、うどんこ病、さび病類
かんきつ	ハダニ類、かいよう病、黒点病等
なし	アブラムシ類、ハダニ類、黒星病等
いちご	ハダニ類、うどんこ病、炭疽病等
きゅうり	コナジラミ類、べと病、退緑黄化病等
トマト	コナジラミ類、灰色かび病、黄化葉巻病等
なす	アザミウマ類、すすかび病、灰色かび病等
ちゃ	ハダニ類、ハマキムシ類、炭疽病等
きく	アザミウマ類、ハダニ類、白さび病等
いぐさ	イグサシンムシガ

- ・ 総合防除の指導に係る実施体制

